

川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要綱運用指針

川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する減免措置取扱要綱（以下、「要綱」という。）の運用にあたり、要綱２の（１）で規定する「市がスポーツ振興に資する事務事業」の内容並びに要綱２の（８）で規定する「その他特別な理由で市長が減免と必要と認める場合」の承認及び減免額の決定に係る決裁について、次のとおり定める。

- １ 市がスポーツ振興に資する事務事業は、次のスポーツ振興事務事業とする。
 - （１） 市民文化局市民スポーツ室が所管する事務事業
 - （２） 区役所まちづくり推進部地域振興課が所管する全区規模の事務事業
 - （３） 教育委員会事務局学校教育部支援教育課及び健康教育課が所管する事務事業
- ２ その他特別な理由で市長が減免を必要と認める場合には、減免の承認及び減免額について、区長の決裁を要することとする。

附 則

この運用指針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用指針は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この運用指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用指針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用指針は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。